

平成三十年二月二十七日受領  
答 弁 第 八 七 号

内閣衆質一九六第八七号

平成三十年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員櫻井周君提出「色覚チヨーク」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出「色覚チョーク」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「色覚に関する指導の資料」における「白と黄のチョークを主体に使います。」や「白と黄以外の色チョークを使用する場合には、アンダーラインや囲みをつけるなどの色以外の情報を加えます。」との記載は、「白と黄のチョーク」以外のチョークの使用自体を否定するものではなく、黒板の文字等が児童生徒にとって識別しやすいものとなる配色や工夫の具体例を示したものである。また、授業においてどのようなチョークを使用するかは、黒板の文字等の識別のしやすさ等の観点から、各学校において適切に判断すべき事柄であると考えており、どのようなチョークを使用するとしても、黒板の文字等が識別しやすいものとなる配色や工夫がなされる必要があると考えていることから、現時点においては同資料を見直す必要はないと考える。